

県・市の震災対応資金の利子補給制度の創設について

＜市内企業に対する震災支援の実施＞

上山市では、「東日本大地震で被災した企業と取引があり売掛金が回収できない」、「交通機関の影響等による宿泊キャンセルなどで売上の減少が見込まれる」等、震災の影響により経営に支障をきたしている商工業者や旅館等の市内中小企業者の経営安定を図るため、市及び県の中小企業の運転資金向けの融資制度に対する利子補給制度を創設いたします。

◇利子補給対象制度資金及び利子補給

	制度資金名	融資利率	利子補給
①	山形県商工業振興資金 (東北地方太平洋沖地震災害対応資金)	1.6%	1.6%
②	山形県商工業振興資金 (経営安定資金2号(平成23年東北地方太平洋沖地震対応))	1.8%	0.9%
③	上山市中小企業長期安定資金	2.1%	1.05%

※ 利子補給期間はいずれの資金も1年間で、限度額は50万円とし、1企業1回とします。

◇予算額 2,000万円

詳細は添付資料のとおり

添付資料

資料1 東北地方太平洋沖地震対応経営安定資金利子補給制度の概要

資料2 利子補給対象となる制度資金について

(お問い合わせ先)

上山市 商工課 商工振興グループ 舟越

電話: 023-672-1111 (内線182)

東北地方太平洋沖地震対応経営安定資金利子補給制度 概要

地震の影響により経営に支障をきたしている中小企業者の経営安定を図るため、市・県等の経営安定資金利用者に利子補給を実施する。

◇対象者

- (1) 上山市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、東北地方太平洋沖地震の影響を受け、経営に支障をきたしている中小企業者
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 利用する制度資金により下記のいずれかの条件を満たすもの
 - ①山形県商工業振興資金を利用する場合

「東北地方太平洋沖地震災害対応資金」又は「経営安定資金2号（平成23年東北地方太平洋沖地震対応）」の山形県の認定を受けたもの
 - ②上山市中小企業長期安定資金を利用する場合

運転資金の利用者で、東北地方太平洋沖地震の影響を受け、地震発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるもの。

◇利子補給の内容

- (1) 山形県の商工業振興資金（東北地方太平洋沖地震災害対応資金）利用の場合は、その利率1.6%全額を1年間に限り利子補給する。
- (2) 上山市中小企業長期安定資金及び山形県の商工業振興資金（経営安定資金第2号）を利用する場合は、その制度資金の利率の1/2を1年間に限り利子補給する。

	制度資金名	融資利率	利子補給	実質利率
①	山形県商工業振興資金(東北地方太平洋沖地震災害対応資金)	1.6%	1.6%	0.0%
②	山形県商工業振興資金(経営安定資金2号)	1.8%	0.9%	0.9%
③	上山市中小企業長期安定資金(運転資金)	2.1%	1.05%	1.05%

※ 利子補給の限度額は、50万円とし、1企業1回とする。

- ◇申込期間 平成23年4月1日～平成23年11月30日
- ◇予算額 2,000万円
- ◇申込先 上山市商工課

利子補給対象となる制度資金について

融資制度名称	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	認定機関
山形県商工業振興資金 東北地方太平洋沖地震災害対応資金	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方太平洋沖地震で被災した企業と取引があるなど東北地方太平洋沖地震の影響を受け、経営に大きな支障をきたしている方で次の要件を満たす方。 東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して50%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して30%以上減少することが見込まれること。 	運転資金	3,000万円	年1.6%	10年以内 (うち据置2年以内)	県
山形県商工業振興資金 経営安定資金2号(平成23年東北地方太平洋沖地震対応)	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方太平洋沖地震で被災した企業と取引があるなど東北地方太平洋沖地震の影響を受け、経営に支障をきたしているもの。 ※「平成23年東北地方太平洋沖地震の影響」として想定される例 ○被災した企業と取引があり、予定している売掛金の回収が困難 ○商品・資材調達が困難なため事業活動の縮小を余儀なくされる ○交通機関への影響等による宿泊キャンセルなどで売上の減少が見込まれる等	運転資金	8,000万円	年1.8%	7年以内 (うち据置2年以内)	県
上山市中小企業長期安定資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内で2年以上、同一事業を営んでいる方 	運転資金	5,000万円	年2.1%	10年以内 (うち据置2年以内)	市